

三大疾病・重大疾病に関する保障

保障内容について

三大疾病・重大疾病に関する保障内容の概要を記載しています。

保障内容や対象となる疾病は保険種類によって異なりますので、詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

1. 特約ワイド・特約もっとワイド 共通

急性心筋梗塞治療給付金

脳卒中治療給付金

責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて診療を受けた日からその日を含めて60日以上、「所定の状態」が継続したと医師によって診断されたときに支払います。

「所定の状態」とは…

《急性心筋梗塞》

労働の制限を必要とする状態(※1)

《脳卒中》

他覚的な神経学的後遺症(※2)が継続している状態

(※1)軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動は制限を必要とする状態

(※2)言語障害、運動失調、麻痺等

<注意>

急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金をご請求される際は、医療機関からの診断書は、**診療開始日より60日以上経過後**にお取りください。

重大疾病死亡保険金

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として、保険期間中に死亡したときに支払います。

2. 特約もっとワイド

重大疾病入院給付金

責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として入院したときに支払います。

<注意>

- ✓ 重大疾病入院給付金は、診療開始日から60日経過する前でもご請求いただけます。
- ✓ 診療開始日より60日経過する前に、重大疾病入院給付金のみご請求いただく場合、60日経過後にあらためて急性心筋梗塞治療給付金、または脳卒中治療給付金をご請求いただくことになります(急性心筋梗塞治療給付金、または脳卒中治療給付金の支払要件を満たす場合に限りです)。その際は、あらためて診断書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

三大疾病・重大疾病に関する保障

3. 三大疾病増額特約

三大疾病入院給付金

責任開始期以後に診断確定されたがん、または責任開始期以後に発病した心疾患(※)・脳卒中の治療を直接の目的として入院したときに支払います。

(※)急性心筋梗塞以外にも対象となる心疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

例:狭心症、再発性心筋梗塞、急性心筋梗塞の続発合併症、肺塞栓症、心筋症など

4. 三大疾病入院一時金特約

三大疾病入院一時金

責任開始期以後に診断確定されたがん(※)、または責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的として入院したときに支払います。

(※)保障開始まで3ヶ月の待期間があります。

<注意>

三大疾病入院一時金のお支払いは1回限りです。一時金が支払われると、特約は消滅します。

5. 三大疾病無制限型長期入院特約

疾病長期入院給付金

災害長期入院給付金

主契約の疾病(災害)入院給付金の支払限度日数をこえて入院したときに支払います。
三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)による入院の場合は、支払限度は無制限です。
三大疾病以外での入院の場合は、支払限度が決まっています。

<注意>

三大疾病による入院給付金の請求の場合は、入院日数や手術の有無に関わらず、入院証明書が必要です(入院申告書での代用はできません)。

6. 三大疾病無制限入院特約

三大疾病無制限入院給付金

主契約の疾病(災害)入院給付金の支払限度日数をこえて、責任開始期以後に発病した三大疾病(がん、心疾患または脳血管疾患)(※)による入院をしたときに、支払限度は無制限で支払います。

(※)急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

心疾患例:狭心症、肺塞栓症、心筋症、心房細動など

脳血管疾患例:脳動脈の閉塞、一過性脳虚血発作など

三大疾病・重大疾病に関する保障

7. 三大疾病一時金特約・やさしい三大疾病一時金特約

三大疾病一時金

特約正式名称	保障内容
・三大疾病一時金特約 ・引受基準緩和型三大疾病一時金特約A	三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)により「所定の状態」に該当した場合に、一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《急性心筋梗塞、脳卒中》

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞、脳卒中について、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として手術を受けたとき
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として継続20日以上入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

《がん》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 初めてがんと診断確定されたとき
- (2) つぎのすべてに該当したとき
 - (i) がんと診断確定されていること
 - (ii) がんの治療を直接の目的とする入院をしていること

《急性心筋梗塞、脳卒中》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として手術を受けたとき
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として継続20日以上入院をしたとき

三大疾病・重大疾病に関する保障

特約正式名称	保障内容
・三大疾病一時金特約〔2020〕	約款の別表で定める三大疾病(がん、心疾患または脳血管疾患)(※)により所定の状態に該当した場合に、一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《心疾患、脳血管疾患》

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

《がん》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 初めてがんと診断確定されたとき
- (2) つぎのすべてに該当したとき
 - (i) がんと診断確定されていること
 - (ii) がんの治療を直接の目的とする入院をしていること

《心疾患、脳血管疾患》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。なお、上皮内新生物一時金特則を付加している場合は、上皮内新生物も保障の対象となります。詳細は約款をご確認ください。

三大疾病・重大疾病に関する保障

特約正式名称	保障内容
・三大疾病一時金特約〔2025〕	約款の別表で定める三大疾病(がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患)(※)により所定の状態に該当した場合に、一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

《がん、上皮内新生物》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき

《心疾患、脳血管疾患》

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

《がん》

直前のがんによる三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎのすべてに該当したとき

- (1) がんと診断確定されていること
- (2) がんの治療を直接の目的とする入院をしていること

《上皮内新生物》

上記の《がん》の場合と同様の条件となります。「がん」の部分で「上皮内新生物」と読み替えます。

《心疾患》

直前の心疾患による三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき

- (1) 心疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患(急性心筋梗塞を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院をしたとき

《脳血管疾患》

上記の《心疾患》の場合と同様の条件となります。

「心疾患」の部分で「脳血管疾患」と、「急性心筋梗塞」の部分で「脳卒中」と読み替えます。

(※) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

<注意>

がん、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患それぞれについて、1年に1回を限度としてお支払いします。「がん・上皮内新生物不担保特則」を付加している場合、がん・上皮内新生物の保障はありません。

三大疾病・重大疾病に関する保障

8. 三大疾病保険料払込免除特約・やさしい三大疾病保険料払込免除特約・保険料払込免除特約

保険料払込免除

特約正式名称	保障内容
・三大疾病保険料払込免除特約 ・引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)により「所定の状態」に該当した場合に、主契約および付加された一部の特約の保険料の払込を免除します。

「所定の状態」とは・・・

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《急性心筋梗塞、脳卒中》

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞、脳卒中について、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として継続20日以上入院をしたとき

特約正式名称	保障内容
・三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕 ・三大疾病保険料払込免除特約〔2023〕	約款の別表で定める三大疾病(がん、心疾患または脳血管疾患)(※)により所定の状態に該当した場合に主契約および付加された特約の保険料の払込を免除します。

「所定の状態」とは・・・

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《心疾患、脳血管疾患》

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。なお、上皮内新生物保障特則を付加している場合は、上皮内新生物も保障の対象となります。詳細は約款をご確認ください。

三大疾病・重大疾病に関する保障

特約正式名称	保障内容
・保険料払込免除特約〔2025〕	三大疾病(がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患)により「所定の状態」に該当した場合に、特約保険料の払込を免除します。(※1)

「所定の状態」とは・・・

《がん、上皮内新生物》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき

《心疾患、脳血管疾患》

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※2)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※1) 介護・認知症・障害保障特則を付加している場合、公的介護保険制度にもとづく所定の状態、器質性認知症による所定の要介護状態または身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当したときにも特約保険料の払込を免除します。

(※2) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

三大疾病・重大疾病に関する保障

9. 重大疾病一時金特約

重大疾病一時金

特約正式名称	保障内容
・重大疾病一時金特約	重大疾病(心疾患または脳血管疾患)により所定の状態に該当した場合に重大疾病一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

直前の重大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

三大疾病・重大疾病に関する保障

10. 三大疾病無制限治療特約

三大疾病無制限治療給付金

特約正式名称	保障内容
・三大疾病無制限治療特約	主契約の治療給付金の支払限度月数をこえて、三大疾病（がん、心疾患または脳血管疾患）（※）による入院をした場合は、支払限度を無制限として、三大疾病無制限治療給付金を支払います。

11. 三大疾病支払月数無制限延長特則

三大疾病無制限延長治療給付金

特則正式名称	保障内容
・三大疾病支払月数無制限延長特則 （治療給付金特約〔2025〕に付加）	治療給付金特約〔2025〕の支払限度月数をこえて、三大疾病（がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患）（※）の治療を目的とした入院をした場合は、支払限度を無制限として、三大疾病無制限延長治療給付金を支払います。

12. 三大疾病支払日数無制限延長特則

三大疾病無制限延長入院給付金

特則正式名称	保障内容
・三大疾病支払日数無制限延長特則 （入院特約〔2025〕に付加）	疾病入院給付金または災害入院給付金の支払限度日数をこえて、三大疾病（がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患）（※）の治療を目的とした入院をした場合は、支払限度を無制限として、三大疾病無制限延長入院給付金を支払います。

（※）急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

三大疾病・重大疾病に関する保障

13. 三大疾病入院特約

三大疾病入院給付金

特約正式名称	保障内容
・三大疾病入院特約〔2025〕	三大疾病（がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患）（※）の治療を目的として入院をした場合は、三大疾病入院給付金を支払います。

14. 三大疾病通院特約

三大疾病通院給付金

特約正式名称	保障内容
・三大疾病通院特約〔2025〕	三大疾病（がん・上皮内新生物、心疾患または脳血管疾患）（※）の治療を目的として通院をした場合は、三大疾病通院給付金を支払います。

（※）急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。